

令和6年6月14日

各位

(財)台湾佛教慈濟慈善事業基金会

### 見舞金配布のお知らせ

(財)台湾佛教慈濟慈善事業基金会より下記の基準にて見舞金を配布することをお知らせいたします。

#### 記

#### 1 支給対象者

令和6年1月1日時点にて、輪島市に住所を有し、令和6年能登半島地震により住家が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けられ、かつ世帯に65歳以上の構成員がいる世帯の世帯主

#### 2 支給金額

1人世帯 13万円 2～3人世帯 15万円 4人以上世帯 17万円

#### 3 支給日時及び受付場所

日時	場所	備考
6月28日(金)10時～12時	南志見公民館	南志見地区住民対象
6月28日(金)13時～16時	町野支所	町野地区住民対象
6月29日(土)9時～12時	三井第1団地集会所	三井地区住民対象
6月29日(土)13時～16時	道下第1団地集会所	門前地区住民対象
6月30日(日)9時～16時		
6月29日(土)9時～16時	キリコ会館	上記地区以外
6月30日(日)9時～16時		

※上記で都合つかない方につきましては、お問い合わせ先までお問合せください。

※混雑が予想されますので時間に余裕をもっておいでください。

#### 4 必要書類

り災証明書(コピー可)

身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証など)

※代理申請の場合は、代理人の身分証明書及び委任状

・代理人は、ご家族に限ります。

・委任状を記入し、持参してください。

#### ※注意事項

・住家被害の区分は、輪島市が発行するり災証明書の記載内容で確認します。

・令和6年1月1日以降に亡くなられた方の給付は同じ世帯の方に限ります。

(り災証明書における記載の有無で判断いたします。)

※台湾の財団法人法第25条第3項第2号に基づき、台湾佛教慈濟慈善事業基金会は見舞金の受領者氏名、受領金額の情報開示義務があります。情報開示を控えて欲しい場合は、見舞金を受領する際に申し付けてください。

お問い合わせ先

(財)台湾佛教慈濟慈善事業基金会 見舞金担当

住所 〒169-0072

東京都新宿区大久保1-2-16

電話 03-3203-5651

メール [contact@tzuchi.jp](mailto:contact@tzuchi.jp)

---

### 委任状

委任者 住 所 輪島市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、(財)台湾佛教慈濟慈善事業基金会による見舞金配布の交付申請及び見舞金の受領に関して下記代理人に権限を委任します。

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日